

今後を見通した島根県の教育の在り方について

答申

平成26年3月26日

島根県総合教育審議会

答申にあたって

島根県総合教育審議会は、「しまね教育ビジョン21」(平成16年度～25年度)が計画期間の最終年度を迎えたため、第2期しまね教育ビジョン21(以下、「第2期ビジョン」という。)の根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について検討するよう、平成25年10月25日に島根県教育委員会から諮問を受けた。

これを受け、島根県の教育の現状を踏まえ、6回にわたり審議を重ねてきた。その際、有識者・関係者の意見聴取会や関係団体への書面調査を行うなど、広く意見をいただき、審議に反映させるよう努めてきた。また人口流出、地域社会の疲弊、学力低下など、本県の差し迫った課題を重く受け止めるとともに、地域行事への積極的参加、ふるさと教育の充実など、本県教育のこれまでの成果や強みを活かし、今後の島根の5年をリードするにふさわしい教育ビジョンとなるよう心がけた。

本審議会の議論の中で繰り返し現れた2つの重要なテーマがある。

- ・ これからの社会を生き抜くため、子どもたちに必要な力とはなにか。
- ・ 教育の成果が地域社会の活力とつながるためにはどうすればよいか。

第1のテーマに対する結論は、「学力・社会力・人間力」という3つの力であるが、重要なのはそれぞれがどのような性質を備えた力なのかという規定であり、それが本答申の一つの特色にもなっている。「向かっていく」「広がっていく」「高まっていく」ということの意味について、またこれら3つの力の関係について、さらには3つの力の育成を支えている土台について、「Ⅰ 第2期しまね教育ビジョン21の全体構造」において述べた。各教育現場において深く理解されるよう希望する。

また第2のテーマについても様々な角度から議論が交わされた。教育の成果を享受するのはあくまで個人であり、教育はその生き方を縛ることはできないが、一方、個人は自分以外の人々や社会との結び付きを欠いて生きていくことはできない。島根県の各地域が有している豊かな自然、歴史、文化、産業、あるいは日々の暮らしを、価値ある教育的資源として再発見し、教師をはじめとする大人自身が、それらの資源と確かに結び付き心豊かに暮らしている姿を示すことによって、子どもたちは生まれ育った地域に誇りと愛着をもって育つことができる。そうした基盤の育ちがあつてこそ、高い目標、困難な課題、未知の領域等々の意味を含んだ「世界」に挑戦する人を育てることになるのではないか、またそのような人は自分を育ててくれたその場所との繋がりをいつまでも大切に作る人になるのではないか。「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」という基本理念が設定されたのは、そのような思いからである。

意見聴取会の中で有識者・関係者から「どんなに立派な計画でも、各教育現場にきちんと届き、先生方がこの答申の思いを共有する中で実行されなければ意味がない」との厳しい指摘を受けた。島根県教育委員会におかれては、本答申を十分に踏まえた上で第2期ビジョンを策定し、実効性のある形で着実に実施されるようお願いしたい。また学校教育現場のみならず、地域社会や家庭を含め、本プランが県民のみなさんに分かりやすく届けられるよう願っている。

目次

I	第2期しまね教育ビジョン21の全体構造	1
II	基本理念	3
III	島根の教育目標と重点目標	4
	1. 向かっていく学力	4
	(1) 学ぶ力・学んだ力	
	(2) 情報活用	
	(3) 意欲・たくましさ	
	2. 広がっていく社会力	9
	(1) 社会性	
	(2) コミュニケーション力・国際性	
	(3) 島根への愛着と理解	
	3. 高まっていく人間力	13
	(1) 自尊心・思いやり・規範意識	
	(2) 人権意識・生命の尊重	
IV	島根の教育目標を達成するための基盤	16
	1. 家庭・地域と連携した学校教育の展開	16
	(1) 発達の段階に応じた各学校種での教育展開	
	(2) 基本的生活習慣の形成、健康・体力づくり	
	(3) 家庭教育の役割	
	(4) 信頼される学校づくり	
	2. 社会教育の展開	23
	【参考資料】	
	1. 島根県総合教育審議会委員名簿	24
	2. 諮問文・諮問理由	25
	3. 審議等の経過概要	26
	4. 意見聴取会等の概要	27

I 第2期しまね教育ビジョン21の全体構造

図1は、平成26年度から30年度までの5年間に島根県が推し進めようとする多くの教育施策が何をねらいとして実施されるのかについて、できるだけわかりやすい体系の中に位置付けようとするものです。取組全体の目標や方向性を関係者全員が共有することによって、個々の施策が一人一人の子どもの確かな力となって実を結ぶことを願って作成しました。

図の左端には**基本理念**として「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を掲げました。第2期ビジョンの根底にあるテーマを表現したスローガンです。

その右にある3つの**島根の教育目標**は、この5年間の取組を進めていく上での3本の柱となるものです。この世界の様々な事象・現象に旺盛な知的関心を向け、主体的に学び続けようとする「向かっていく学力」、身近な人々との温かな心の交流を基盤としながら、多様な他者との柔軟な交流や積極的な発信力へと展開する「広がっていく社会力」、生命への畏敬と自他を等しく大切に思う人権意識に根ざし、魅力ある人間として成長しようとする「高まっていく人間力」。これら3つは相互に関連性をもって展開していくべきものです。学力の向上は、社会力の広がりや人間力の高まりと結び付いたものでなければ、生きる力になりません。人間力が高まることによって、さらなる社会的な関係性の広がりが生まれ、より積極的な学びの世界に向かっていこうとする姿勢が育まれます。

これら3つの島根の教育目標は、各々、その右側にある複数の**重点目標**と関係付けられています。これらは各教育目標を構成する要素であり、教育目標を達成するために具体的に育てていかなければならない能力や態度などを示すものです。これらの重点目標は、そのさらに右側に示された**施策（具体的な事業や取組）**と1対1に結び付くものではありません。施策は、むしろ3つの教育目標との関連において大ぐくりにグルーピングされています。実際には複数の施策（具体的な事業や取組）の実施が、複数の重点目標を共有し、相互に有機的に関連することによって、「学力」「社会力」「人間力」という大きな教育目標の達成にアプローチしていくことになります。

図の最下段には3つの柱の**基盤**となるものを示しました。その1つは学校教育を家庭や地域との連携の中で、また異なる学校種間の連携の中で進めていくことに関わる内容です。もう1つは、社会教育の展開に関わる内容です。右側には基盤に関連した代表的な施策をまとめて示しました。なお、この基盤や3つの島根の教育目標が、就学前の段階から小学校・中学校・高等学校へとどのように体系的に展開されていくかについては、より詳細な見取図を図3として示しています（17ページ）。

第2期しまね教育ビジョン21の全体構造

基本理念

島根を愛し

世界を志す

心豊かな人づくり

島根の教育目標

向かっていく学力
夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます

広がっていく社会力
多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人を育てます

高まっていく人間力
自他を等しく大切に、共に生きようとする人を育てます

重点目標

学ぶ力・学んだ力
情報活用
意欲・たくましさ

社会性
コミュニケーション力
国際性
島根への愛着と理解

自尊心・思いやり
規範意識
人権意識・生命の尊重

施策 (具体的な事業や取組)

- 学力の育成
- ものづくり活動の推進
- 情報教育の推進
- 読書活動の推進など

- 社会性の育成
- コミュニケーション能力の育成
- 国際理解教育の推進
- ふるさと教育の推進
- 学び直しや就労に向けての支援など

- 心の教育の推進
- 人権教育の推進
- いじめ・不登校に対する取組の充実
- 文化活動の推進など

- キャリア教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立
- 安心安全な教育環境整備
- 生きる力を支える健康づくり
- 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実
- 社会教育の振興
- 生涯・競技スポーツの推進
- 文化財の保存・継承と活用など

島根の教育目標を達成するための基盤

家庭・地域と連携した学校教育の展開

- 発達の段階に応じた各学校種での教育展開
- 基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり
- 家庭教育の役割
- 信頼される学校づくり

社会教育の展開

Ⅱ 基本理念

「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」

科学技術の進歩や国際化・情報化の進展、少子化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会の急激な変化に伴い、先の見通せない厳しい状況が予想されます。

このような時代を生き抜くためには、島根や身近な地域など、ふるさとの自然・歴史・文化・伝統などに対する愛着や誇り、理解を土台に据えることが大切だと考えます。

そして、そのような土台の上で、日本や世界を見渡す広い視野を持ち、そうした広い世界全体と自分との関係を意識しながら、高い目標、困難な課題、未知の領域等々の意味を含んだ「世界」に挑戦しようとする意志を持ち、夢や希望・目標に向かって意欲的に進んでいくとともに、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つことが大事だと考えます。

また、一方で、そうした時代への対応とともに、他人を思いやる心や美しいものに感動する心、生命を尊重する心などの豊かな心は、いかなる時代であっても身に付けることが重要です。

基本理念に込められた意味を、家庭や学校、地域、行政など、教育に関わるすべての人が共有し、相互に連携しながら取り組んでいきたいと考えます。

Ⅲ 島根の教育目標と重点目標

1. 向かっていく学力

【島根の教育目標】

夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます

【重点目標】

- (1) 学ぶ力・学んだ力
- (2) 情報活用
- (3) 意欲・たくましさ

地域社会での豊かな体験、多様な人々との出会いや交流を通して、子どもたちは自らの学びの目標を抱くことができます。こうした夢や希望の実現に向かって、知識や技能だけではなく、学習意欲や知的好奇心など生涯にわたり学習する基盤が培われ、それを高め続けようと自らの意志で行動できる人を育てたいと考えます。

そのためには、特に、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育んだり、情報を収集・分析・整理・活用する力を身に付けさせたり、主体的に学習に取り組む態度やあきらめないたくましさを養うことが必要です。

学力、社会力、人間力の間で、まず人間力を土台に社会力・学力があり、学力、社会力が育つことにより、また人間力も高まっていくという好循環の関係をつくることが重要です。

(1) 学ぶ力・学んだ力

〔基本的な考え方〕

国際化、情報化の急激な進展により、私たちを取り巻く社会の環境は、ますます流動化・複雑化し、その変化スピードも大変速くなっています。このように激動する社会を生きるためには、これまでの狭義の学力(知識・技能)だけに頼ることはできません。

様々な状況変化に的確な対応がとれるよう「知識、技能」と「思考力、判断力、表現力、問題発見・解決力など」のいわゆる「学んだ力」に加え、「学習意欲、知的好奇心、学習計画力など」のいわゆる「学ぶ力」の双方を身に付ける必要があります。(図2参照)

知識や技能などを身に付けたり、それらを活用したりする「学んだ力」を高めていくためには、その支えとなる、主体的に学ぼうしたり、向上しようとする「学ぶ力」を育むことが大切です。

「学ぶ力」は生涯にわたって主体的に学び続けようとする原動力となるものであり、「学ぶ力」を育むことで「学んだ力」を向上させ、それが新たなステージの「学ぶ力」を生むという好循環を確立することが重要です。

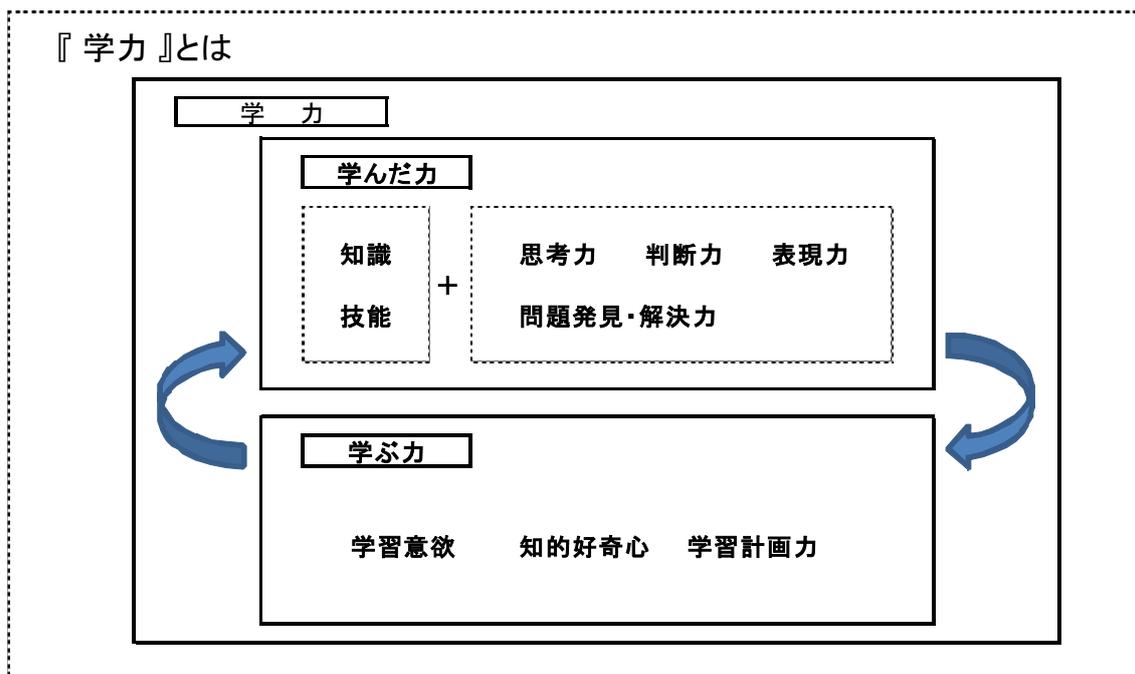
これらの「学んだ力」と「学ぶ力」を「学力」と定義付け、就学前から高等学校までの段階を一貫

した方針により、系統的に学力の定着を図っていくことが重要です。

また、この「学力」はすべての子どもが大切にされる教室での学びによって保障されることが必要です。

さらに、学力の育成は、学校だけで実現するものではなく、基本的な生活習慣の改善を図る中で、家庭学習の習慣化を進めるなど、家庭の役割も大きいと考えます。

【図2】



〔島根県の現状〕

- 「全国学力・学習状況調査(平成25年度)」の結果によると、次のような課題があります。
 - ・「学んだ力」の課題…全国平均と比較して、知識を問うA問題、活用を問うB問題ともに正答率が低く、正答率の分布において中位層が多く上位層が少ない状況。また、小学校においてその傾向がより顕著。
 - ・「学ぶ力」の課題…家庭での学習時間が短く、自主的・計画的に学習に取り組む意欲や態度に課題がある状況。
- 学ぶことの意義や学びと進路とのつながりの理解不足などにより、学習意欲が低い状況。

〔今後の方向性〕

本県の学力の現状を真摯に受け止め、義務教育から高等学校までを貫いた学力育成策を進める必要があります。実施にあたっては、以下の点に重点的に取り組むことを求めます。

- 図2で示された学力観を、学校・家庭・地域で共有し、学校、児童生徒、保護者が共通認識を

持って行動すること。

- 小学校段階で全ての基本となる「言語技術」をはじめとして基礎基本の定着を図ること。
- 学校における学力育成策の実行にあたっては、学力調査結果などのデータ分析、計画づくり、実行、検証ができるよう、PDCAサイクルを確立すること。
- 教員の指導力向上のための指導と研修を抜本的に見直し、効果測定を必ず行うなどPDCAサイクルを確立すること。
- 家庭に対して積極的に情報提供し、情報の共有と理解を得ながら、基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図ること。
- 安心して学べる学校、学級を実現するための学校のマネジメント力を高めること。

(2) 情報活用

〔基本的な考え方〕

情報機器やネットワークの進歩により、私たちは情報の入手も発信も容易にできるようになり、従来では考えられなかったような新しいビジネスモデルが誕生するなど、様々な可能性が大きく広がりました。とりわけ本県のような地方においても、地理的条件に左右されることなく世界と繋がった教育活動の展開が可能となりました。一方では、氾濫する情報の真偽を判断できず、誤った決断をしたり、犯罪に巻き込まれるケースも増えています。

「光」と「影」の部分がある情報化社会においては、「影」の部分の正しく認識したうえで、上手に情報を活用する能力が必要と考えます。

必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力などの情報活用能力の育成は、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの学力の育成と深く関わっています。

一方、生活習慣や健康に及ぼす悪影響、人権侵害、個人情報流出、犯罪の危険性などの課題を学校、保護者、子どもたちが理解し、小学校段階から歩調を合わせて対応する必要があります。

〔島根県の現状〕

- 学校における校内LANやパソコンの整備率などは全国平均と同等、電子黒板、デジタル教科書などは低い状況。また、教員のICT活用能力は全ての項目で全国平均を下回る状況。(平成24年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)
- スマートフォン・携帯の所有率は、中学男子23%、同女子35%、高校男子92%、同女子96%で、1日1時間以上使用している割合は、中学生52%、高校生65%。電子メディアとの接触が子どもたちの生活習慣や健康に与える影響が懸念される状況。(平成25年度県教委独自調べ)
- ネットパトロールによると、平成25年度半年間で2,700件あまりの問題のある投稿を認知。その内94%が高校に関係する事案。(平成25年度県教委独自調べ)

〔今後の方向性〕

- 学校図書館を活用した調べ学習やICT機器を活用した授業等を通して、情報を活用する力を育むとともに、地理的条件が厳しい島根県だからこそ、インターネット等を積極的に活用し、全世界と結びつけた学校活動を展開すること。
- 学校の情報化の基盤となる教員の情報リテラシーの向上と、授業等でICT機器を効果的に活用するためのプログラムの作成など基盤の整備を進めること。
- 情報化の弊害の部分について、学校や家庭、警察などの関係機関が連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対し危険性の周知や情報モラルの育成、保護者に対する啓発などを行うこと。
 - ・インターネット等の過度な長時間利用などの依存性の課題を認識すること。
 - ・個人情報が悪用されないように自己管理する必要があること。
 - ・情報発信に伴って他者の人権を侵害することがないように配慮する必要があること。
 - ・相手の顔が見えないインターネットを介したコミュニケーションの特性を理解すること。
- インターネット上の掲示板、SNS等による誹謗中傷やいじめ等の課題に対応するため、引き続きネットパトロールを行うこと。

（３）意欲・たくましさ

〔基本的な考え方〕

人が主体的、能動的に行動する上で、進んで何かをしようと思う意欲を持つことが不可欠です。

若年者の早期離職や未就労の発生、子どもたちの目的意識や学ぶ意欲の希薄化が言われている中、学ぶことと生きていくこと(働くこと)を関連付け、学ぶ目的を意識することを通して、学ぶ意欲を高めることが重要です。

また、急激に変化し、価値観が多様化する社会を生きていくためには、予期しなかった問題に直面しても自分で考え、行動することや、失敗や挫折を乗り越えようとするたくましさが必要と求められます。

学校における日常的な教育活動や、学校、家庭、地域が連携した多様な体験活動等を通して、子どもたちが社会における自らの役割、将来の生き方や働き方などについて考えることで、学ぶことに対する意欲や目標に向かって最後までやり遂げようとするたくましさを育むことが必要です。

〔島根県の現状〕

- 「全国学力・学習状況調査(平成25年度)」の結果によると、全国平均と比較して、
 - ・「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」と回答する割合は、小学6年生は全国平均と同程度であり、中学3年生は全国平均より高い傾向。
 - ・「ものごとを最後までやり遂げてうれしかったことがある」と回答する割合は、小学6年生は全国平均と同程度であり、中学3年生は全国平均より高い傾向。

○学ぶことの意義や学びと進路とのつながりの理解不足などにより、学習意欲が低い状況。

〔今後の方向性〕

- 学校の教育活動全体を通して、いわゆるキャリア教育(*1)の視点を取り入れ、学ぶことと生きていくこと(働くこと)の関連性を認識させ、学びの意欲を高めること。
- 多様な体験活動等を通して、失敗を恐れずに進んで物事に挑戦しようとする気概を育むこと。
- 新たな課題やより高度な課題を設定し、設定した目標の達成感を養う体験等を通して、困難に立ち向かい、最後まで粘り強くやり遂げようとする力を育むこと。
- 読書活動や文化活動を通して、知的好奇心や探求心を培い、主体的に知的関心を持って学び続けようとする力を育むこと。

*1 キャリア教育

急激に社会が変化する中、若年者の早期離職や未就労の発生、目的意識や学ぶ意欲の希薄化が言われています。その原因の一つとして、子どもたちがテレビやインターネットなど直接交わらない関係の中で育ち、様々な実体験や生活体験を重ねる経験が乏しくなった結果、子どもたちにとって「学ぶこと」と「生きていくこと(働くこと)」の関連付けがうまくできていないことがあげられています。

学校における教育活動に加え、家庭、地域と連携・協働した教育において、実体験活動等を通じて「学ぶこと」と「生きていくこと(実社会・働くこと)」の関係を理解させ、意欲を高めることがキャリア教育と考えています。

2. 広がっていく社会力

【島根の教育目標】

多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人を育てます

【重点目標】

- (1) 社会性
- (2) コミュニケーション力・国際性
- (3) 島根への愛着と理解

一人一人が、個人の能力や意識を高めることはもとより、他者や他の世界と接触し、刺激し合いながら、より良い影響や相互作用を起こして社会は発展していきます。そのため、人と関わる機会をできるだけ多く捉えて能動的に働きかける態度を持ち、社会に貢献する人を育てたいと考えます。

そのためには、特に、多様な人々とともに目標に向けて協力する力、相手の意見を丁寧に聴くとともに自分の意見をわかりやすく伝える力、自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力を育むことが必要となります。

社会と関わることで学びの意欲が生じ、学びを生かして社会に役立とうとする、社会力と学力の好循環の関係をつくることが重要です。

(1) 社会性

〔基本的な考え方〕

国際化、情報化の急速な進展や雇用の流動化など、多様で激しく変動する現代社会を生きていくために、時代の動き、社会の動きに積極的に目を向け、他者に対して適切に対応しながら、集団の中で協調的に行動することができる力、いわゆる社会性がますます求められています。

また、人間は社会との関わりなくして生きていくことはできません。より良い社会を主体的に形成していくための意欲や実践力も求められています。

社会性を育むためには、様々な実体験を積み重ね、経験の中から良好な人間関係の形成を学んでいくことが重要です。特に、学校においては、授業、学校行事、部活動などの日常的な集団活動を通して、他者と関わり、切磋琢磨し、自分の役割を自覚するなど、集団や社会の一員として必要な能力や態度を身に付けることが必要です。

現代社会は、人間関係が希薄化し、SNSなどを利用した互いの顔が見えない、実体の伴わない交流が増える一方、互いが力を合わせて、何かを成し遂げるような実体験あるいは地域の人々との交流、世代を超えた交流などは減少しています。

そのような状況を踏まえ、学校が、集団生活を通して子どもたちが社会に出ていくために必要な能力や態度を培う、社会的自立の準備の場としての役割を担うとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携して社会性を育んでいくことの重要性が増しています。

〔島根県の現状〕

- 「全国学力・学習状況調査(平成25年度)」の結果によると、全国平均と比較して、「住んでいる地域の行事に参加する」と回答する割合や、「近所の人に会った時にあいさつする」と回答する割合が高い傾向。
- 東日本大震災を契機に、人と人とのつながりが強く意識されるようになり、ボランティアへの参加などの社会貢献に対する意識が高まっている状況。
- 一方、少人数、同年齢、室内での遊びが増加し、多人数、異年齢、屋外での遊びが減少。
- 人間関係の範囲が狭く、相手の立場を想像したり、他人と協力する経験が不足。
- 集団での活動の減少、個人で行動する機会の増加により、自己中心的な行動が増加傾向。
- SNSなどインターネット上における直接顔の見えない交流が増加。

〔今後の方向性〕

- 学校教育、社会教育において、子どもたちに大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊体験活動など、人と人の関わりを主眼とした実体験を多く経験させ、人間関係を構築する力を育むこと。
- 子どもたちに、ボランティア活動や地域との協働による体験的活動を通して、社会に役立つことのやりがいを感じる、自己有用感の育成を積極的に行うこと。
- 家庭は、様々な実体験、社会体験活動に子どもたちがチャレンジすることを後押しする必要があること。
- 学校等は、そのような経験を積むことの有益性について積極的に家庭に啓発すること。
- あいさつ、礼儀、時間や約束を守るなど、いわゆるふるまいの定着は重要。引き続き、「ふるまい推進事業(*2)」を進めるとともに、県民全体への浸透を図ること。

(2) コミュニケーション力・国際性

〔基本的な考え方〕

社会生活を営む人間が良好な人間関係を構築するためには、言語や身振りなどによって考えや感情などを互いに伝え合う力が不可欠です。

さらに、国際化の進展に伴い、基本的な意思を伝え合う力に加えて、自分たちとは異なる歴史や文化に立脚する人々と意見を交え、より良い形で課題を解決する能力も求められ、コミュニケーション力の重要性は一層高まっています。

また、多様な価値観が存在する国際化した社会に対応するためには、その基盤として日本人としてのアイデンティティが強く求められています。

*2 ふるまい推進事業

平成22年度から、島根県教育委員会が、社会人として身に付けておくべき「礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやり」などを「ふるまい」と総称し、学校、家庭、地域と連携協力して、乳幼児から大人まで県民全体が「ふるまい」を身に付け、自立して生きる力や人と共に生きる力を育成することを目指して展開している事業。

〔島根県の現状〕

- 「全国学力・学習状況調査(平成25年度)」の結果によると、全国平均と比較して、
 - ・「友達に伝えたいことをうまく伝えることができる」と回答する割合が高い傾向。小学校6年生で約2割、中学校3年生で約3割の子どもがうまく伝えることができないと回答している状況。
 - ・「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたい」と回答する割合が低い傾向。小学校6年生で約3割、中学校3年生で約4割の子どもがそのように思わないと回答している状況。
- 外国人と直接コミュニケーションを図る機会は都会地と比較すると少ないが、経済活動の分野を中心に国際化を無視できない状況。

〔今後の方向性〕

- 小学校の早期段階から、言語に対する関心や理解を深め、子どもたちの言語活動(言語技術)の充実を図ること。
- 学校における授業や様々な活動で集団を形成し、他者との協調、協働を図ったり、対話やディスカッション、身体表現等を取り入れた活動を通して、人間関係やチームワークを形成したり、合意形成・課題解決したりする力を育むこと。
- 住んでいる地域や本県の状況が日本や世界とどのように結び付いているのかを理解し、地域や本県の課題を幅広い視野から考える力を育む授業の工夫・改善を図ること。
- 小学校では、世界の様々な人々や異文化に対する理解を外国語活動などを通して育み、中・高等学校では、英語で思いや考えを伝え合うことができるようにするなど、小学校から高等学校まで一貫した考え方で国際化に対応する基盤を確立させること。
- 今後検討される早期(小学校中学年)の英語教育実施に対応するための確な準備を行うこと。

(3) 島根への愛着と理解

〔基本的な考え方〕

我が国が継続的に発展していくためには、本県のような地方の存在が必要不可欠です。本県の美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、学校教育に協力的な地域の人材などの恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代を育成することが強く求められています。

また、国際化が進展する中で、身近な地域や島根に対する愛着と理解を深めることは自らのよって立つよりどころを意識することにもつながると考えられます。世界や我が国の状況を全体像として捉えた上で、身近な地域・島根と世界や我が国との関係を意識するという広い視野を育むことも必要です。

〔島根県の現状〕

- 少子高齢化が進行する中で、島根の将来を担い、地域社会を活性化し、その発展に寄与する人材の確保が懸念される状況。
- 近年、進学・就職に伴い高校卒業後3,500人程度が県外に流出している状況。
- 小・中学校のふるさと教育において、年間1万2千人を超える地域の方々が関わっており、地域においてふるさと教育のノウハウが蓄積されている状況。
- 学校教育における医療人材育成など、地域の課題に対応した施策が始動。
- 社会教育における地域課題に対応した学習や課題解決に向けた実践が始動。

〔今後の方向性〕

子どもたちの島根への愛着と理解を深め、将来の起業や産業活動、地域社会への参画など、ふるさと島根に貢献しようとする心を育むことが特に重要です。

あわせて、島根の現状、課題を理解するうえで、世界や我が国の状況を全体像として捉え、身近な地域・島根と世界や我が国との関係を意識するという広い視野を育む必要があり、この二つの視点が本県にとって重要であると考えます。

- 小・中学校で取り組まれてきたふるさと教育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じて子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識できるよう、ふるさと教育の充実を図ること。
- ふるさと教育を行うにあたって、身近な地域・島根と世界や我が国との関連性を意識したプログラムに基づき実施すること。
- 職場・企業見学、職場体験等、地域との協働による体験的活動を通して、将来、地域で活動しようとする意欲を喚起すること。
- 引き続き、学校教育における医療人材等の地域の担い手育成など、地域の課題に対応した施策の充実を図ること。
- 引き続き、社会教育における地域課題に対応した学習や課題解決に向けた施策の充実を図るとともに、青年層の参加を促進する施策を実施すること。

3. 高まっていく人間力

【島根の教育目標】

自他を等しく大切にし、共に生きようとする人を育てます

【重点目標】

- (1) 自尊心・思いやり・規範意識
- (2) 人権意識・生命の尊重

自分の存在を肯定的に捉え、自分を大切にし、自分の考えや言動に自信を持つことが大切です。その上で、他者に対しても、自分と同じように、その人が持つ自尊感情を尊重して接することができ、互いに支え合って生きていこうとする人を育てたいと考えます。

そのためには、特に、そうした自尊心や他人を思いやる心を育むとともに、公共心、道徳や倫理などを守ろうとする規範意識、他者を尊重し切磋琢磨しながらお互いを高め合う力などの対人関係力を身に付けたり、人として生きていく根幹として、自他の人権を尊重する人権意識や、生命に対する畏敬の念を培うことが大切です。

学力や社会力がバランス良く高まることによって、人間力も高まっていきます。一方、基礎的な人間力が高まることによって、学力や社会力も伸びていきます。

(1) 自尊心・思いやり・規範意識

〔基本的な考え方〕

人は様々な人間関係や集団の中で、力を合わせたり、時にはぶつかったりするなどの実体験を通して、相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、その中で自分の役割を果たし、互いに認め合うことで自分への信頼感や自信を持つことができます。

しかし、家族形態の変化や地域社会のつながりの希薄化等により、子どもたちにとって地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流が減少している状況です。

そうした状況を踏まえると、家庭、学校、地域の中で大切にされている実感の積み重ねを通して、子どもたちの豊かな心を育むことの重要性が一層増しています。

〔島根県の現状〕

- 「全国学力・学習状況調査(平成25年度)」の結果によると、全国平均と比較して、
 - ・「一人一人の人間には考えや性格などに違いがあるということを大切にしている」と回答する割合が高い傾向。
 - ・「近所の人に会った時にあいさつする」と回答する割合や「友達との約束を守っている」と回答する割合が高い傾向。
 - ・「自分にはよいところがあると思う」と回答する割合が高い傾向。一方、小学校6年生で約2割、中学校3年生で約3割の子どもが自分にはよいところがないと回答している状

況。

- 東日本大震災を契機に、本県においても人と人とのつながりが強く意識されるようになり、ボランティアへの参加などの社会貢献に対する意識が高まっている状況。
- 集団での活動の減少、個人で行動する機会の増加により、自己中心的な行動が増加。
- 地域や大人との多様な関わりが減少し、人と協調することやルールを守る経験が不足している状況。

〔今後の方向性〕

- すべての子どもたちの存在をありのまま大切にする学級・学校づくりを推進すること。
- 将来、子どもたちが社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的なふるまいの定着を引き続き図るとともに、県民全体にふるまいについての認知を広め、県民全体のふるまいの推進を図ること。
- 教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、子ども同士の話し合いを充実するなど、道徳の時間の内容を充実させることにより、人間としての生き方の自覚を促し、社会や他者に対する配慮や規範意識などを育むこと。
- 地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流を進めるため、家庭や地域と連携しながら、公民館等の社会教育施設等での集団活動、ボランティア活動、自然体験などの体験活動の場を設け、そうした体験活動などを通して、自分自身の価値を認識したり、他人への思いやりなどを育むこと。
- 体験活動を行う際は、引き続き、本県の豊かな教育資源(ひと・もの・こと)を活用する工夫を行うこと。

(2) 人権意識・生命の尊重

〔基本的な考え方〕

人権や生命は人間の存在自体に深く関わる根源的なもので、人格の完成を目指す上での土台となるものです。

社会のあらゆる場面において、人権に関する知識を理解に深めるとともに、人権感覚の育成を図り、自他の人権を尊重する人権意識を醸成し、すべての人々の人権が真に尊重される社会を目指して人権問題の解決に取り組むことが必要です。

学校においては、安心して学校生活を送ることができるよう、一人一人の人権が尊重される学校づくりを進め、子どもたち一人一人の学びを保障することが求められています。また、子どもたちが自分自身の大切さを深く自覚するとともに、自分以外の生命や自然などに対する畏敬の念を培うことも重要になっています。

〔島根県の現状〕

- 人権に関する知識は一定程度理解が進んでいるが、人権尊重の実践については十分ではない状況。
- いじめ、児童虐待など、子どもに関わる人権侵害の認知件数、相談件数が増加している状況。
- 生活様式や家族形態の変化、地域社会のつながりの希薄化などにより、命あるものに触れたり身近な人の死に接することを通して、生命の尊さやかけがえのなさを考える機会が失われつつある。また、子どもたちがゲーム等での仮想の死に慣れていることが懸念される状況。
- 加工された食品があふれており、子どもたちは、自分たちの命が動植物の命をいただいて保たれていることが実感できない状況。

〔今後の方向性〕

- 幅広い年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供や人権に関する啓発などを通して、地域ぐるみで人権に対する理解や認識を高めていくこと。
- 学校では、教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を実現すること。
- 教職員がすべての子どもたちの実態やその背景に目を向け、子どもたちそれぞれの課題を解決するための進路保障の取組を充実させること。
- 道徳教育の充実を図り、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培うこと。
- いじめの防止等(防止、早期発見、対処)に関しては、学校、保護者、地域が連携し、子ども一人一人の人権感覚を培い、いじめを許さない気持ちを育てるとともに、組織的な体制づくりを進めること。
- 幼児期からの体験活動を通して、身近な動植物に接すること等により、生命の尊さに気付き、大切にすることを養うことや、食育などを通じて、自分が動植物の命をいただいていることを感じる心を育むこと。

Ⅳ 島根の教育目標を達成するための基盤

1. 家庭・地域と連携した学校教育の展開

- (1) 発達の段階に応じた各学校種での教育展開
- (2) 基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり
- (3) 家庭教育の役割
- (4) 信頼される学校づくり

…… 図3

島根の教育目標として提示した「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人」「多様な人と積極的に関わり、社会に役立つ人」「自他を等しく大切に、共に生きようとする人」を就学前から高等学校までの間に、学校、家庭、地域がどのように関わりながら育てていくのか要点をまとめて示し、関係者が共通認識を持ち、連携して行動することが重要と考えます。

このため、図3のように、就学前から高等学校までの段階を学校種ごとに要点をまとめて整理したものを提案します。

この図では、まずはじめに「発達の段階に応じた各学校種での教育展開」として、子どもたちが育むべき目標を「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」の項目ごとに、発達の段階に応じて整理しています。

次に、家庭、地域、学校が連携して行う「基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり」を整理しています。

次に、家庭(保護者)が子どもたちにどのように関わっていくのかを「家庭のかかわり・役割」として簡潔に表現しました。

そして一番下に学校と家庭を支援していただく地域を表現しています。

これらを総称して「家庭・地域と連携した学校教育の展開」と呼称します。

また、この、「家庭・地域と連携した学校教育の展開」が充実して進められるためには、学校が家庭や地域から信頼される存在であり続けることが大前提です。

加えて、充実した家庭教育を行ってもらうために、学校と家庭の情報共有や行政による家庭教育への支援が必要であることは言うまでもありません。

なお、「島根の教育目標を達成するための基盤」を実現するための具体的な取組である「施策」については、基盤として全体を支える取組や島根の教育目標のいずれにも関わる取組などを位置付けています。

(1) 発達の段階に応じた各学校種での教育展開

〔今後の方向性〕

- 就学前から高等学校段階まで連続・一体化した方針の下、それぞれの学校種ごとの目標をいわゆるキャリア教育の視点を取り入れて示しました。これを、全ての関係者が共通認識を持って推進すること。
- 幸いにも、本県には、都会と比較するとまだまだ地域社会のつながり、人間関係、自然、歴史、文化が残っています。また、地域社会の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育というノウハウの蓄積もあります。
これらを活かし、
 - ①島根県の地域社会のつながりや人、自然、歴史、文化を積極的に活用し
 - ②就学前から高等学校までを貫いて
 - ③学校、家庭、地域が連携し
 - ④子どもたちに学ぶことと生きていくことの関連性を理解させ
 - ⑤意欲を高めることにより、
 - ⑥「島根の教育目標」に掲げた「向かっていく学力」、「広がっていく社会力」、「高まっていく人間力」を育む
 これを、全ての関係者の共通認識の上に推進すること。
- 幼稚園・保育所等と小学校、小学校と中学校などの隣接校種ごとの情報提供、情報共有を促進するとともに、教員の人事交流を増加させ、幼保小中高の一層の連携強化を図ること。

(参考)各学校種ごとのタイトル(育成したい力の総称)の趣旨

学校種	育てたい力	力の内容
就学前	触れる力	身のまわりの「ひと・もの・こと」に対して、好奇心や親しみをもって、自らの体を動かす力
	やってみる力	自分がしてみたいことや生活に必要なことに、自分なりのやり方で試行錯誤しながら取り組む力
小学校	かかわる力	「ひと・もの・こと」と触れ合い、自分を表現したり、周りを思いやったりする体験を通して、進んで周囲と関わり、ふるまいを身に付けていく力
	自ら学ぼうとする力	興味、関心のあることや身近な生活の中から、課題や調べたいことを進んで見つけ、日常生活や学習で目当てを持って取り組む力
中学校	見通す力	多くの情報や自分の経験を整理しながら、学ぶことや働くことについて具体的な目標を立て、その実現のための方法について考える力
	やり抜く力	目標の実現や課題解決に向けて自分から進んで取り組み、粘り強く学び、行動し続ける力
	見つめる力	自己を客観的・肯定的に見つめ、自分の良さや課題を見いだし、自分自身をコントロールしながらより良い生き方を目指す力
高等学校	創り出す力	様々な情報と自らの経験を総合的に活用し、新たな価値を生み出したり、仕組みを創り出したりする力
	切り拓く力	実社会での生活に向けて未来の自分の生き方をデザインし、目標の実現に向けて挑戦し続けていく力

(2) 基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり

〔基本的な考え方〕

子どもたちが主体的に学んだり、多様な人と積極的に関わって共に生きていくためには、その基盤となる心身の健康の保持増進が必要であり、生活習慣の確立や体力の向上が必要です。

生活習慣の乱れは学習意欲や学力の低下につながるとの指摘があり、学習意欲や学力の向上を図るためにも生活習慣の確立が必要です。

また、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実においても体力の向上が必要です。

さらに、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食育の推進が必要です。

〔島根県の現状〕

- 全国平均と比較して、朝食を毎日食べている割合は高く、平日の睡眠時間は長い傾向。(平成25年度「全国学力・学習状況調査結果」より)
- しかしながら、学年が上がるにつれて、朝食の欠食や睡眠時間の不足など、生活習慣の改善を図る必要性が高い傾向。
- 栄養バランスの整った朝食の摂取率は年々高くなっているが、全体に占める割合は3割に満たない状況。
- 電子メディアとの接触が児童生徒の生活習慣に与える影響が懸念されてきている状況。
- 体力や基礎的な運動能力は、緩やかな回復傾向にあるが、握力などの筋力が低下している状況。

〔今後の方向性〕

- 子どもたちが心身共に健やかに成長していくために、家庭や地域に向けて先進事例や学習機会の情報を提供することにより、健康の保持増進に必要な知識や態度を習得し、行動する力を育むこと。
- 子どもたちの心身の状態や能力・適性等を十分考慮した取組を通して、望ましい生活習慣を身に付け、体力の向上や健康の増進を図ること。
- 就学前から高等学校までの発達の段階に応じて、地域が一体となって取り組む「早寝・早起き・朝ご飯」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など望ましい生活習慣を身に付ける力を育むこと。
- 体力づくりに係る専門家や団体を学校や地域へ派遣するなど、運動意欲の向上を目指した授業の充実や運動プログラムの実践などの取組を通して、子どもたちの体力を育むこと。
- 栄養バランスの整った和食の普及や地場産物を活用した学校給食の充実など、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を一層推進すること。
- 電子メディアと上手に関わっていくための基礎的な力を育むこと。

(3) 家庭教育の役割

〔基本的な考え方〕

家庭教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、他者への思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観などを子どもが身に付ける上で重要な役割を担っています。

また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観なども家庭教育の基礎の上に培われるものです。

保護者は自覚と責任を持って家庭教育を行う必要があるとされている一方で、行政は、家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会や情報の提供など、家庭教育(保護者)を支援する施策を実施する必要があります。子どもたちの課題に対して家庭においてどのように取り組んでいけば良いのかを的確に伝えていく必要があります。

また、地域社会のつながりが希薄化し、個人の孤立化も顕在化している状況の中、保護者が子育てで孤立しないよう福祉等関係部局・機関と連携して対応することが必要です。

〔島根県の現状〕

- 家族形態の変化、経済格差の拡大、価値観やライフスタイルの多様化がさらに進展。
- 家庭の教育力が低下。本来家庭で行なわれるべき事柄も学校が担うよう期待する風潮。
- 学校の教育方針などを保護者に周知する場合でも、従来のやり方では十分伝わらないケースが発生。
- 家庭教育への行政の支援について、有効な手立てを見いだせない状況。

〔今後の方向性〕

- 学力の育成に必要な基本的な生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図るために、保護者にわかりやすい内容や手段を選択した上で、学校から家庭に対して積極的に情報提供し、情報の共有と理解を得ることや、保護者との共通認識づくりを図ること。
- 福祉部局と連携しながら、保護者の子育てに対する不安や悩みを解消する子育て支援活動の充実を図ること。
- SNS等のインターネットの使用に関する危険性など、情報化に対応するための保護者への啓発を行うこと。
- 学校や地域等と連携し、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」など家庭における生活習慣づくりのための普及啓発等を行うこと。
- 親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促す「親学プログラム」を活用し、家庭の教育力の向上を図ること。

(4) 信頼される学校づくり

〔基本的な考え方〕

価値観が多様化する保護者、地域に的確に対応するためには、学校の教育方針・生徒指導方針・危機管理対応などの学校の運営方針について保護者や地域社会との情報共有が最も重要です。

また、校長、教頭の役割はますます重要になります。管理職の資質を高めるとともに、孤独になりがちな管理職の相談窓口の設置など、管理職を支援する仕組みの構築も必要と考えます。

加えて、東日本大震災を教訓とし、防災教育の一層の充実と危機管理事案発生時に的確に対応できる学校の危機管理実践力を確保することが必要です。

〔島根県の現状〕

- 個々の教員は概して真面目、熱心で一生懸命。
- 教員の社会性に問題があるとの指摘がある。
- 高年齢化が進行して大量退職が間近、次世代の管理職やミドルリーダーが不足。
- 教員に多忙感があり、子どもと関わる時間の確保を求める声が多い。
- 保護者の権利意識の高まり、経済状況の変化など、学校を取り巻く環境は大きく変化。それに伴い従来に比べ緊張を伴う業務が増加。
- 学校施設の耐震化率は向上、通学路等の安全対策も警察等と連携し一定の前進。

〔今後の方向性〕

- 学び続ける教員の育成
 - ・教員採用方針・教員育成方針を策定し、系統的な人材育成を実施すること。
 - ・学校訪問指導や研修等のシステムの抜本的見直し、教科指導や学校マネジメント等の実践力の育成と効果を検証できる指導・研修システムを作成し、実施すること。
 - ・意欲のある教員を支援するため自主研究組織の活性化を図り支援すること。また、教員の多忙感解消に向けた取組を行うこと。
- 学校マネジメントの確立
 - ・急激な環境変化に的確に対応するために、管理職の意識改革の徹底を図ること。あわせて管理職の個別指導や管理職専用の相談窓口の設置も検討すること。
 - ・指導・研修システムの中で管理職に必要な実践的なマネジメント研修の強化を図ること。
 - ・保護者の多様な価値観、ニーズに対応するためには、「学校活動の見える化」を推進する必要があります。保護者や地域住民にわかりやすく、学校の考え方、方針を示した「学校運営計画(仮称)」(学習指導方針、生徒指導方針、危機管理方針、部活動方針、相談体制などを記載)の公表・周知を市町村教育委員会と連携して実施する方向で検討のこと。
- 安全・安心な教育環境の整備
 - ・引き続き、学校施設の耐震化・老朽化対策等を進めるとともに、学校と地域の連携による危

険箇所の把握や交通安全の取組を進めること。

- ・計画的・系統的な防災教育、安全教育を充実させること。
- ・様々な危機事案が発生することを念頭に危機管理対応の強化を図り、事案発生時の実動力を確保すること。
- ・学校給食における衛生対策やアレルギー対策を他部局との連携を図りながら充実させること。あわせて、学校におけるインフルエンザをはじめとした感染症等の迅速な対応を図ること。

2. 社会教育の展開

〔基本的な考え方〕

社会教育(*3)は、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育的な活動です。

また、住民同士による実践活動を通じて、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み・コミュニティを構築し、地域力を高めていくことも目指しています。

人づくりや絆づくり・地域づくりを進めるためには、学習環境の整備や連携・協働体制の構築を積極的に推進することが必要です。さらに、地域全体で将来を担うたくましい子どもを育てるため、地域力を活かした子育て支援、学校支援等に取り組むための体制づくりや気運の醸成一層進めていくことが必要です。

〔島根県の現状〕

- 地域課題についての学習活動や課題解決に向けた実践活動の広がり。
- 学校や地域における子どもの教育活動に、積極的に関わろうとする県民の増加。
- 子どもたちの社会力や人間力を育む体験活動などの取組は、不十分。

〔今後の方向性〕

- 地域の公民館等を拠点に、住民が地域の抱える課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進し、地域力を高める取組を推進すること。
- 社会教育施設等において、住民の学びや実践活動を支援する指導者の養成を推進すること。
- 子どもたちの人間力、社会力の育成を、地域の力を結集して意図的、計画的に取り組むこと。
- 地域全体で子どもを育むため、学校・家庭・地域の連携・協働の取組を一層推進すること。

*3 社会教育 社会教育法では、社会教育の定義及び地方公共団体の任務について次のように規定されている。

社会教育法(社会教育の定義)

第二条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をすとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

参 考 资 料

【参考資料1】

島根県総合教育審議会委員名簿

任期：平成25年8月26日～平成27年8月25日

氏名	職業等	備考
石原 俊太郎	ひらたCATV(株)代表取締役社長	
江口 真理子	島根県立大学総合政策学部教授	
金津 五美	島根県PTA連合会母親委員会委員長	
佐々木 幸恵	NPO法人ちやいるどリーむ理事長	
土居 達也	邑南町教育委員会教育長	
肥後 功一	島根大学副学長	会長
藤田 千鶴	元隠岐の島町議会議員	
松本 英史	松江市政策部広報専門監	副会長
丸橋 静香	島根大学教育学部准教授	
渡部 勉	山陰中央テレビジョン放送(株)取締役総務局長	

(敬称略、五十音順)

【参考資料 2】

(諮問文)

島教総第 6 3 6 号

島根県総合教育審議会
会長 肥後 功一 様

島根県教育の一層の振興を図るため、今後を見通した島根県の教育の在り方について、別紙の理由を添えて諮問します。

平成 2 5 年 1 0 月 2 5 日

島 根 県 教 育 委 員 会

(諮問理由)

島根県教育委員会は、平成 1 6 年 3 月に、平成 1 6 年度から平成 2 5 年度までの 1 0 年間を計画期間とする「しまね教育ビジョン 2 1」を国に先がけて策定し、このビジョンの基本理念や施策の方向性に基づいて、これまで本県の教育を推進してきました。

また、この間、国においては、子ども・家庭・学校・地域社会を取り巻く新たな課題に対応した新しい時代の教育理念を明示するため、教育基本法が平成 1 8 年 1 2 月に約 6 0 年ぶりに改正されました。

続いて、平成 2 0 年には教育の基本的な方針や講ずべき施策を定めた教育振興基本計画が策定され、本年 6 月には第 2 期計画がスタートしました。

さらに、新学習指導要領が 1 0 年ぶりに改訂され、子どもたちの「生きる力」をより一層育むことを目指して授業時数の増加や小学校での外国語活動が導入され、平成 2 5 年度から全面实施されたところです。

一方、本県の子どもたちの現状を見ると、学力の低下傾向が見られるのをはじめ、全国的な傾向と同じく学習意欲の低下、規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、いじめや不登校、特別な支援が必要な子どもの増加、体力の低下など様々な課題を抱えています。学校経営マネジメントや教員の授業力の向上などにも課題があると考えています。

こうした中、現行ビジョンは本年度が計画期間の最終年度であるため、本県の教育の基本理念や施策の方向性を次期ビジョンにまとめ、それを基に、引き続き、学校・家庭・地域・行政が連携し、県民が一体となって本県の教育を進めていくことが重要と考えています。

社会全体が流動化し、一律に答を見いだせない時代へと加速度的に変化していると言われています。このような社会の中で自立し、夢や希望の実現を目指して生きていくために、児童生徒の多様性や発達の段階に応じて、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育みたいと考えています。

そのため、次期ビジョンの根幹をなす今後を見通した本県教育の在り方について、ご提示をお願いします。

【参考資料3】

審議等の経過概要

開催日	会議の主な内容
平成25年10月25日	諮問、諮問事項にかかる意見交換
11月21日	「次期しまね教育ビジョン21について(検討にあたっての参考資料)」審議
平成26年 1月16日	意見聴取会(関係者からの意見聴取、意見交換)、聴取意見にかかる審議
1月31日	『「次期しまね教育ビジョン21について(検討にあたっての参考資料)」に対する主な意見と対応について』審議
2月14日	「次期しまね教育ビジョン21の全体構造の修正案について」審議
3月20日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について(答申案)」審議
3月26日	「今後を見通した島根県の教育の在り方について」答申

【参考資料4】

意見聴取会等の概要

1. 意見聴取会

次期しまね教育ビジョン21策定の参考とするため、子どもと関わる機会の多い関係者等から、県の教育に対する意見を聴取

(1) 開催日 平成26年1月16日

(2) 出席者 ・意見発表者（午前の部5人、午後の部5人）

氏名	現職、略歴等
岩崎 巖	元出雲市立第二中学校 校長
加納 美代子	浜田市教育委員会 スクールソーシャルワーカー
川瀬 順子	平田保育所 所長
佐々木 弘泰	株式会社油屋 代表取締役社長
菅田 弥生	安来市立荒島小学校 栄養教諭
成田 良	憩いの郷・衣掛 料理長
新原 大輔	吉賀町教育委員会 サクラマスコーディネーター
松井 宗益	学校法人花園学園 常任理事最高顧問、本性寺住職
三宅 康二	川本町主任児童委員、川本町社会福祉協議会 事務局長補佐
矢田 明子	島根大学医学部看護学科四年生

(敬称略、五十音順)

- ・オブザーバー（島根県議会文教厚生委員会委員、島根県教育委員）
- ・審議会委員 等

(3) 内容 ①意見発表者から「次期しまね教育ビジョン21について（検討にあたっての参考資料）」、県の教育に対する意見を聴取
②意見発表者、オブザーバー、審議会委員による意見交換

2. 関係団体への書面調査

次期しまね教育ビジョン21策定の参考とするため、関係団体に対して、県の教育に対する意見を書面により調査

(1) 時期 平成25年12月6日～平成26年1月16日

(2) 対象 13団体が回答

・島根県市長会	・島根県国公立幼稚園長会
・島根県町村会	・島根県私立高等学校長会
・島根県市町村教育委員会連合会	・島根県特別支援学校PTA連合会
・島根県公立高等学校長協会	・島根県幼稚園PTA連合会
・島根県特別支援学校長会	・島根県高等学校教職員組合
・島根県中学校長会	・島根県教職員協議会
・島根県小学校長会	

(3) 内容 関係団体に対して、「次期しまね教育ビジョン21について（検討にあたっての参考資料）」、県の教育に対する意見を書面調査